

事案調書(決定会議)

審議日 令和7年12月24日

案件名	議会の議決に付すべき契約金額の改正について							
所管	財政	同区	財政	部	契約	課	担当者	内線
	総務	同区		部	総務法制	課	担当者	内線

事案概要	
地方自治法等の規定により条例で定めている、議会の議決に付すべき契約の金額について改正をするもの ・ 前回の改正から30年、金額の改正を行っていないことから、物価上昇を踏まえるもの ・ 県と同額の6億円とすることにより、工事着手までに追加で要している期間の差を解消するもの	

審議事項 (庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論)	議会の議決に付すべき契約金額について、現行の3億円以上から6億円以上に改正するもの(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正)
---	---

審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。
-----------------	--------------

事業効果 総合計画との関連	事業効果	3億円以上6億円未満の工事において、県と比べ、工事着手までに追加で3か月程度、期間を要していたが、その差が解消される。					
	効果測定指標				施策番号		
	年度	R7	R8	R9			
	事業効果 年度目標						

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施内容	庁内調整 ・庁議 12月 総務 部会 3月 条例 提案 4月 施行						

○事業経費・財源 (千円)									
項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
事業費(費)									
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		0	0	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									
税源涵養(事業の税收効果)									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)									
項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工※	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに○	1 貧困をなくそう	2 健全な食生活と食料の安全保障	3 健康と長寿を促す	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 豊かになりつつも持続可能な経済成長を図る	9 産業と雇用を創出する
	10 人や国の不平等をなくそう	11 持続可能な都市とコミュニティを築こう	12 つくばないで、循環させよう	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで持続可能を実現しよう	
日程等調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和8年3月	定例会議	報道への情報提供	なし	
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	部会	令和7年12月	
事前調整、検討経過等									
調整部局名等	調整内容・結果								
総務法制課	条例を所管する総務法制課との共同提案になった。								
関係課長打合せ会議 令和7年7月30日(※1)	議会の議決に付すべき契約金額の改正について説明を行った。 結果:庁議に諮ることで承認された。								
調整会議 令和7年8月21日	議会の議決に付すべき契約金額の改正について説明を行った。 結果:原案のとおり上部会議に付議することとなった。								
決定会議 令和7年9月12日	議会の議決に付すべき契約金額の改正について説明を行った。 結果:継続審議とする。 ただし、次回の付議に当たっては、事前に議会へ丁寧な説明を行うとともに、議会からの意見等を十分に考慮した上で、諮るものとする。								
市議会各会派説明 令和7年10月17日~28日	議会の議決に付すべき契約金額の改正について説明を行った。								
市議会各会派説明(部会事前説明) 令和7年11月21日~26日	議会の議決に付すべき契約金額の改正について説明を行った。								
12月定例会議総務部会 令和7年12月2日	議会の議決に付すべき契約金額の改正について説明を行った。 結果:意見なし								
備考	※1 出席課 政策課、財政課、公共建築課、清掃施設課、学校施設課、技術管理課、道路整備課、緑土木事務所、総務法制課、契約課 資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み								

庁議におけるこれまでの議論

(開催日) R7.8.21 (庁議種類) 調整会議

(庁議結果) 原案のとおり上部会議に付議する。

【制度概要及び改正経過について】

○(人事・給与課長)議会の議決に付すべきものとして、「財産の取得又は処分は、1億円以上」があるが、今回の改正に合わせて見直すのか。

→(契約課長)指定都市の中でも高い金額となっており、横浜市と同額となっていることから、改正の必要性がない旨を所管する管財課に確認している。

○(マーケティング課長)指定都市の状況について、金額は最近改正されたものなのか。

→(契約課長)直近で改正したのは、さいたま市のみであり、令和6年に3億円から5億円に改正し埼玉県と同額になった。

なお、神奈川県に金額の見直しについて確認したが、予定はないということであった。

【改正の必要性について】

○(政策課長)改正の必要性について、直近で30年、金額を変えていない中で、物価高騰等の影響から改正せざるを得ない状況になったということか。

→(契約課長)30年間の状況を分析すると、1995年以降、物価は下落傾向にあり、17年が経過した2012年頃に、1995年頃の物価に戻った。その後、建築関係の物価は上昇傾向にあり、土木関係に変化はあまり見られなかったが、2022～3年頃にかけて急激に物価が上昇したため、改正の要因となった。

→(政策課長)平成7年の改正理由も物価高騰等によるものなのか。

→(契約課長)そのとおりである。

【改正案について】

○(マーケティング課長)2020年頃から2024年までの間に、消費者物価指数が約8ポイント上昇しているが、今回の改正の要因にもなっているのか。

→(契約課)消費者物価指数は家計に関する指標となっており、今回参考とした指標は、建築着工統計や建設資材物価指数である。

庁議におけるこれまでの議論

(開催日) R7.9.12 (庁議種類) 決定会議

(庁議結果) 継続審議とする。

【【改正の影響について】】

○(市長公室長)改正案について、議決が不要となる案件には、どのような事業が見込まれるか。

→(財政部長)近年は、契約金額が6億円を超えている事業が多い状況である。

→(総務法制課長)物価高騰の影響により3億円を若干超える案件がいくつか想定されるが、今回の改正により対象とならなくなる。

→(市長公室長)消防車両の購入はどうか。

→(総務法制課長)消防車両は動産の扱いとなる。財際の取得又は処分は1億円以上が議会の議決に付すべき基準となっているが、今回改正は行わない。

【今後のスケジュールについて】

○(総務局長)議会対応について、総務局と調整の上、進めていただきたい。

→(財政部長)承知した。

議会の議決に付すべき 契約金額の改正について

財政局 財政部 契約課
総務局 総務法制課

1 制度概要及び改正経過

○ 議会の議決に付すべき契約金額について

- ◇ 地方自治法等の規定により、指定都市は3億円を下らない額で条例で定めるもの
- ◇ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例で規定しているもの

○ 改正経過

施行期日	S39.4.1	S50.4.1	S58.4.1	H7.4.1
金額	3,000万円	1億円	2億円	3億円

○ 他指定都市の状況

市名	金額
大阪市、名古屋市、横浜市、川崎市	6億円
神戸市、北九州市、札幌市、福岡市、広島市、仙台市、さいたま市	5億円
京都市	4億円
千葉市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、熊本市	3億円

(東京都は、9億円、神奈川県は、6億円) ※下線を引いた市は、県(又は道)と同額

2 改正の必要性

- 直近で30年、金額を変えていないため、物価上昇を踏まえた改正をすべき
- 県と比べ、工事着手までに追加で3か月程度、期間を要しているため、この差を解消すべき(3億円以上6億円未満の工事)

3 関係団体からの要望・意見

○ 相模原市建設業協会からの要望(令和6年11月19日付け・抜粋)

- ◇ 金額については、長らく見直されていない。
- ◇ 議決を要するものについては、工事ができない時間を要する。
- ◇ 工事費全体が高くなってきていることから、市場動向を踏まえ、見直しを要望する。

○ 同協会への聞き取りにおける主な意見(令和7年7月22日)

- ◇ 議決の趣旨は理解しているが、金額は、30年も変わっていない。
- ◇ 物価上昇を踏まえると、改正当時とは、工事費のボリューム感が変わっている。
- ◇ 追加で必要となる3か月間は、木造建築ならば、仕上がってしまう期間である。
- ◇ 他の県内指定都市も県と同額の6億円であることから、見直しをお願いしたい。

4 改正案

【案】 3億円 → 6億円

- ◇ 前回改正からの物価上昇を踏まえるとともに、県と同額にすることにより、工事着手までに追加で要している期間について、差を解消するもの
(横浜市や川崎市なども、3億円から6億円への改正を行っているもの)

<参考とした指標>

◇ 建築着工統計(国交省)による1㎡当たり工事費予定額

<鉄筋コンクリート造・鉄骨造>

鉄筋コンクリート造	199.0	⇒	402.2	約2.2倍
鉄骨造	143.2	⇒	328.7	
	(1995)		(2025.6)	

◇ 建設資材物価指数(建設物価調査会)

<土木部門>

	87.5	⇒	145.5	約1.7倍
	(1995)		(2025.6)	

$$\text{(積算)} \quad 3\text{億円} \times \frac{2.2+1.7}{2} = 5.85\text{億円} \div 6\text{億円}$$

5 改正の影響(議案数)

○過去の実績に照らした議案数の変化

本市の工事関係議案(新規・年度別)	R4	R5	R6	R7*	計
議案数(実績)	2	5	3	4	14
6億円だった場合の議案数	0	3	2	3	8

※議案数は、契約課関連の議案のほか、この条例の規定により提案された他課の議案を含む。

*R7は、9月定例会議までの議案数(提案予定案件を含む。)

6 改正の効果(工事着手までに追加で要している期間の差の解消)

予定価格3億円以上の工事案件(抜粋) [契約課調べ]

区分	神奈川県(建築一式) (R6年度)	相模原市(全件) (R4年度~7年度前半)
3億円以上 6億円未満	15件(71%) 議決不要	6件(43%) 議決必要→議決不要
6億円以上	6件(29%) 議決必要	8件(57%) 議決必要

↑ 差を解消 ↓

<例>

県立高校の改修工事 (予定価格:約5億円) → 議決不要

市立中学校の改修工事(予定価格:約3.6億円) → 議決必要

(県と比べ、工事着手までに追加で3か月程度期間を要している。)

7 今後のスケジュール(予定)

日程	内容
令和7年7月	庁内調整 関係団体への意見の聴取 関係課長打合せ会議
令和7年8月～	庁議
令和7年12月	総務部会
令和8年2月	3月定例会議に改正条例案を提案
令和8年3月	改正条例公布
令和8年4月1日	改正条例施行、庁内・関係団体に周知

○開催日 : 令和7年12月24日

○開催場所 : 第1特別会議室

○案件名 : 議会の議決に付すべき契約金額の改正について

○担当課 : 財政局 財政部 契約課、総務局 総務法制課

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長
■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 ■南区副区長
■政策課長 ■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■財政部長 ■契約課長 ■財政課長 ■総務法制課長

(1)主な意見等

※意見等なし

(2)結果

○原案のとおり承認する。